

学校体育施設開放事業 申請から許可の流れ

時	担 当	お も な 内 容
申 請 日	各団体	<p>申請書類を提出していただきます。 (必要書類)申請書・団体名簿・保険加入証等の写し・鍵の借用書 等 書類をすべてそろえて申請してください。</p>
申請から 2～3週間	教育施設課 ・ 各学校	<p>学校に許可をもらいます。(副申)</p> <p>万が一、学校の許可がおりなかった場合は、各団体代表者に教育施設課から連絡します。</p> <p>許可書を作成して教育施設課から学校に渡します。</p> <p>万が一、許可書作成ができない場合は、各団体代表者に教育施設課から連絡します。</p>
申請から 3～4週間	各団体	<p>各団体代表者が、各校に許可書を受け取りにいきます。</p> <p>許可が降りた旨を教育施設課から団体代表者へ連絡します。 団体代表者は、教育施設課からの連絡を受けたら、使用を希望する学校に問い合わせ、許可書を受け取りに行く期日を調整し、受け取りにいきます。 新規団体で、鍵が必要な場合には、このときに学校から鍵を貸し出します。 都合により代表者が受け取りにいけない場合は、事前にその旨を学校に連絡し、代理の方が必ず受け取りにいけるようにしてください。</p>
<p>許可書を受け取った日から施設の利用が可能となります。(許可日から5月31日まで) ただし、学校行事等(運動会・体育祭等)により、施設の使用を停止している期間を除きます。</p>		